

公益社団法人群馬県鍼灸マッサージ師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人群馬県鍼灸マッサージ師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医学の学理の研究並びにはり・きゅう・あん摩マッサージ指圧の学理の研究及び技術の向上発展に関する事業を行い、公衆衛生及び社会福祉の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧の振興普及
- (2) はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の資質向上
- (3) 健康保険取扱いの普及
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、群馬県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師のいずれかの免許を有し、この法人の事業に賛同する個人であって、次条の規定によりこの法人の会員になったもの。

(2) 名誉会員 この法人に功労のあった者、又は学識経験者で理事会で承認されたもの。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申

込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条

に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上13名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち3名以内を業務執行理事とする。

4 監事のうち少なくとも1名は、会員以外の者とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第26条 この法人に、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問及び相談役の選任及び解任は理事会において決議する。

4 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事とする。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事会が予め決定した順序によって、業務執行理事が議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を経て、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第36条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、群馬県において発行する上毛新聞に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、狩野友衛とし、最初の業務執行理事は、金子武夫、大下富士夫とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

この定款は平成27年6月12日より施行する。

公益社団法人群馬県鍼灸マッサージ師会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第25条の規定に基づき、役員報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給基準)

第3条 役員等に対する報酬は別表に定める額を上限として、支給する。

2 各理事の役員報酬の額は、理事会の決議により定める。

3 各監事の役員報酬の額は、監事の協議により定める。

4 役員に対しては、役員報酬のみを支給し、各種の手当、賞与、その他の財産上の利益及び退職手当は支給しない。

(報酬の支給日)

第4条 年額報酬については、年度末に支払うものとする。

2 業務の従事に係る報酬については、これを請求のあった日から遅滞なく、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の銀行口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附則

- 1 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める
- 2 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

非常勤役員報酬の上限額

- 1 年額報酬
理事 10,000円
監事 会員監事 10,000円 会員外監事 50,000円
- 2 会議出席等に係る報酬
1日当たり 県内 5,000円 県外 7,000円
2日以上に亘るときはそれぞれ、5,000円を支給
- 3 事務作業等に係る報酬
1時間当たり 850円

公益社団法人群馬県鍼灸マッサージ師会 入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第3章の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 この法人に、入会しようとする者は、定款第6条の規定に基づき、所定の申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 前項の入会申込みについては、理事会において入会の可否を決定する。

3 名誉会員については、支部及び理事会の承認を得て、総会に報告する。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された情報については、その公開の可否及び公開の範囲について慎重に取り扱うものとする。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する事項は、総会の議を経て別に定める会費規程による。

(退会)

第5条 会員は理事会が別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

2 会員資格を喪失した場合は、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(再入会)

第6条 第5条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に規定する入会申込書の提出を求めることとする。

2 再入会申込みについては、理事会において再入会の可否を決定する。

(入会及び退会手続き)

第7条 この法人の、会員としての入会手続き及び退会手続きは、この法人が総会で承認した、県内各地区の鍼灸マッサージ師会を経由して行うものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附則

- 1 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。
- 2 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人群馬県鍼灸マッサージ師会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費について、必要な事項を定めるものとする。

(入会金及び納期)

第2条 入会金の額は、5,000円とする。入会金は、入会申込書に添えて納入するものとする。

(会費及び納期)

第3条 会費(年額)は、9,000円とする。会費(年額)は、毎事業年度6月末日までに納入するものとする。

(中途入会の会費及び納期)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の会費は、入会月が上半期(4月から9月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(10月から翌年3月まで)の場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、入会申込書に添えて納入するものとする。

(入会金及び会費の免除)

第5条 理事会は、次のいずれかに該当する会員については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除を議決することができる。

- (1) 免除すべき相当の事由があると認められる会員
- (2) 名誉会員

(会費等の徴収事務)

第6条 会費及び入会金の徴収に関する事務は、この法人が総会で承認した、県内各地区の鍼灸マッサージ師会を経由して行うものとする。

(入会金及び会費の使途)

第7条 入会金及び会費収入については、毎事業年度における全額を当該事業年度の法人会計及び収益事業等会計に使用するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附則

- 1 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。
- 2 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。